

訴 状

平成 27 年 2 月 9 日

東京地方裁判所民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士

米 山 健

也



(TEL 03-3512-2027, FAX 03-3512-2028)

当事者の表示 別紙「第1原告目録」、同「第2原告目録」、同
「原告ら代理人目録」及び「被告目録」記載のとお
り

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 金 482万0000円

貼用印紙額 金 3万0000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告らに対して各1万円及びこれに対する本訴状送達の日の翌日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする
- 3 仮執行宣言

第2 請求の原因

1 事案の概要

本件は、①被告が発行する「朝日新聞」の購読者であった第1原告目録記載の原告ら及び②日本国内に居住する一般市民である第2原告目録記載の原告らが、被告が朝日新聞に掲載した、いわゆる「吉田証言」に関する記事及びにこれに基づく従軍慰安婦強制連行に関する記事の信憑性に合理的な疑義が生じたにもかかわらず、長年に亘ってそのような合理的な疑義があることを報道せず、かつ、そのような合理的な疑義が生じた後においても、そのような疑義を示すことなく従前と同様の記事を掲載したことにより、原告らが有する、いわゆる「知る権利」を侵害されたとして、不法行為に基づく損害賠償を求める事案である。

2 当事者

(1) ア 第1原告目録記載の原告らは、別表1記載のとおり、被告が発行する「朝日新聞」を有償で購読していた者である。

イ 第2原告目録記載の原告らは、いずれも日本国内に居住する一般市民である。

(2) 被告は、日刊新聞その他の新聞の製作、発行及び販売等を業とする株式会社であり、日刊新聞紙「朝日新聞」を発刊している株式会社である（甲1）。

3 被告による朝日新聞への本件記事の掲載

(1) 被告は、その発行する「朝日新聞」において、別紙1から別紙5までの記載の新聞記事（以下、それぞれ「記事①」などという。）を掲載した（甲4～甲18。以下「本件記事」という。）。

(2) 本件記事の見出し及び記事の内容は、別表2記載のとおりである。

(3) 本件記事は、いずれも、戦中に陸軍労務報告会下関支部動員部長

であったと自称する、訴外吉田清治（以下「訴外吉田」という。）の供述（以下「吉田証言」という。）に基づくものであった。

4 被告による本件記事の取消し

(1) ア 被告は、その発行する平成26年8月5日付け朝刊における新聞記事において、「朝日新聞は吉田氏（注・訴外吉田）について確認できただけで16回、記事にした」、「吉田氏（注・訴外吉田）が済州島で慰安婦を強制連行したとする証言は虚偽だと判断し、記事を取り消します」との記事を掲載した（以下「8月5日記事」という。甲19）。

イ 被告は、その発行する平成26年10月10日付け朝刊における新聞記事において、「朝日新聞社は8月5日の特集『慰安婦問題を考える上』で、・・・吉田清治氏（故人）が韓国・済州島で慰安婦を強制連行したとする証言を虚偽だと判断し、過去の記事を取り消しました。この際、『吉田氏について確認できただけで16回記事にした』と報じました。リストの公表方法を検討してきましたが、今回、本社記者が書いた12本について掲載日、見出し、概要をお知らせすることにしました」とし、同記事において、記事②から記事⑤まで、記事⑦及び記事⑧並びに記事⑩から記事⑯までの掲載日、見出し及び記事の内容を明らかにした（甲21）。

(2) 被告は、その発行する平成26年12月23日付け朝刊における新聞記事において「今回新たに取り消しや一部取り消しとする記事2本（掲載日の冒頭に●印）と、8月に取り消した16本のうち紙面で公表できる記事13本を併せて示します」、「91年5月22日付の記事（掲載日の冒頭に○印）は著作物の引用が多いため公表を見合せましたが、第三者委員会が対象から除外するのは適切でないと指摘したことを踏まえ、掲載します」とし、記事②から

記事⑤まで、記事⑦及び記事⑧並びに記事⑨から記事⑯を取り消す旨を明確にするとともに、記事①および記事⑥の全部又は一部を取り消した（甲22）。

5 本件記事の内容

本件記事は、いずれも、戦中に日本軍が、戦時中、日本の植民地であった韓国・済州島で、女性を慰安婦とするために無理やり連れ出したとの事実（以下「慰安婦狩り」という。）が存在したとの事実を、強く読み手に印象づけるものであった。

6 吉田証言及び済州島における慰安婦狩りの信憑性に合理的な疑いが生じたこと

（1）産経新聞の記事及び雑誌「正論」の論文（秦論文）について

ア 訴外株式会社産経新聞社は、その発行する「産経新聞」の平成4年4月30日付け朝刊において、「加害者側の告白 被害者側が否定」などの見出しのもと、「戦時下で朝鮮人従軍慰安婦を自ら強制連行した、とする当時の労務報告会幹部の証言が朝日新聞をはじめとする多くのマスコミに紹介され、日韓両国民に大きな衝撃を与えていたが、この証言は極めて疑わしい、という研究結果を日本近現代史の権威、秦郁彦・拓殖大教授がまとめ、5月1日発売の雑誌『正論』6月号で発表する」とのリードで始まる記事を掲載した（甲23。以下「産経新聞記事」という。）。

イ 日本近現代史の権威である訴外秦郁彦（以下「訴外秦」という。）は、平成4年5月1日発売の雑誌「正論」において、「昭和史の謎を追う 第37回 従軍慰安婦たちの春秋」という論文（以下「秦論文」という。）を掲載した（甲24）。

（2）秦論文及び産経新聞記事の内容等

ア 秦論文は、訴外秦が、平成4年3月末に韓国・済州島に渡って実

地調査を行った結果を踏まえたものであり、その内容の概略は以下のとおりであった。

- ① 済州島における強制慰安婦連行事実につき、韓国・済州島で発行されている「済州新聞」の記事（1989年8月14日付、許崇善記者の署名入り記事）によると、「慰安婦狩り（注・済州島における日本軍による強制慰安婦連行事実）の話を、裏付け証言する人はほとんどいない。島民たちは、『でたらめだ』と一蹴し、この著述（訴外吉田の著述）の信ぴょう性に対して強く疑問を投げかけている。城山里の住民のチョン・オク・タン（85歳の女性）は『250余の家しかないこの村で、15名も徴用したとすれば大事件であるが、当時そんな事実はなかった』と語った。郷土史家の金奉玉（キム・オン・ポク）氏は『1983年に日本語版が出てから、何年かの間追跡調査した結果、事実でないことを発見した。この本は日本人の悪徳ぶりを示す軽薄な商魂の産物と思われる』と憤慨している」
- ② 「私（注・訴外秦）も海女の研究家でもある康大元氏（慶應大学出身）の通訳により城山浦の老人クラブで、4、5カ所あった貝ボタン工場の元組合役員など5人の老人と話しあって、吉田証言が虚構らしいことを確認した」
- ③ 「（吉田証言は）慰安婦狩の命令は西部軍→山口県知事→下関警察署長→吉田のラインで来たとしているが、関係者はこのような命令系統はありえないと否定する」

イ 産経新聞記事の概略は、上記（ア）の①から③までを要約して記事にするとともに、「秦教授（訴外秦）は『朝鮮人慰安婦と日本人』の中で『昭和15年、中華航空上海支店に勤務中、朝鮮独立運動家数人の輸送に関わった件で逮捕され、入獄した』と書いている

が、当時の中華航空関係者はそのような事件を聞いていない」と、訴外秦が疑問点を指摘しているとするものであった。

訴外秦は、同記事において、「今回の調査結果によって、吉田氏の慰安婦狩りが全否定されたことにはならないが、少なくとも、その本の中でかなりの比重を占める済州島での慰安婦狩りについては、信ぴょう性が極めて疑わしい、といえる」と結論付けた。

7 被告がマス・メディア（新聞メディア）として負うべき責務等

(1) 「知る権利」の意義及び「知る権利」に関してマス・メディアである新聞が負うべき責務

国民の「知る権利」は民主主義社会をささえる普遍の原理である。この権利は、言論・表現の自由のもと、高い倫理意識を備え、あらゆる権力から独立したメディアが存在して初めて保障される。新聞はそれにもっともふさわしい担い手であるべきである。

おびただしい量の情報が飛びかう社会では、なにが真実か、どれを選ぶべきか、的確で迅速な判断が強く求められている。新聞の責務は、正確で公正な記事と責任ある論評によってこうした要望にこたえ、公共的、文化的使命を果たすことである。

(2) 新聞が事実と反する記事を掲載した場合等に講じるべき措置

ア 新聞メディアを含むマス・メディアが誤報を行うことそれ自体は、例えば、ありもしない記事や写真を捏造するなどの特段の事情のない限り（例えば、被告が過去に起こした「伊藤律架空会見記事件」が、その典型である。）、表現の自由・報道の自由に対する萎縮的効果に鑑みても、直ちに、上記(1)の責務に反するものとまではいえない。

イ しかし、上記(1)において述べた新聞の責務からすると、新聞は、過去において自らが掲載した記事の内容に合理的な疑義が生じたと

きは、速やかに同記事内容の正確性に関する検証を行い、また、その検証によって当該報道内容の正確性が確認できなかつたときは、その旨を自らが発行する新聞等において明らかにする措置を講じるべき責務を負うというべきである（以下「本件責務1」という。）。仮に、そのような措置が講じられなければ、新聞が「おびただしい量の情報が飛びかう社会では、なにが真実か、どれを選ぶべきか、的確で迅速な判断が強く求められている。新聞の責務は、正確で公正な記事と責任ある論評によってこうした要望にこたえ、公共的、文化的使命を果たす」という責務を果たしたということができず、その結果、国民が誤った情報又は正確性に疑義がある情報に基づいて政治的決定を行うなど、民主主義社会を揺るがせかねない重大な事態が生じることになるからである。

ウ また、上記(1)において述べた新聞の責務からすると、新聞は、報道しようとする記事内容に合理的な疑義がある場合には、仮に、そのような記事を掲載する場合であっても、その記事内容に合理的な疑義が示されていることもあわせて報道すべき責務を負うというべきである（以下「本件責務2」といい、本件責務1とあわせて「本件責務」という。）。

エ そして、上記(1)の「知る権利」の意義及び「知る権利」に関してマス・メディアである新聞が負うべき責務からすると、新聞が本件責務を尽くさないことは、国民の「知る権利」を侵害するものとして、違法であるというべきである。

オ 特に、被告は、発行部数等からして、日本有数の新聞メディアであり、いわゆる「クオリティー・ペーパー」と認識されているのであって、その記事内容は、単に、朝日新聞の読者のみならず、他の各種媒体を通じて、国民に知らされることになり、その記事内容は

真実であると受け取られる蓋然性があるのであるから、被告には、本件責務を尽くすことが強く求められるというべきである。

8 被告の責任原因

(1) 被告が吉田証言及び慰安婦狩りに合理的な疑いが生じたにもかかわらず、本件責務を尽くさなかったこと

ア 上記 6において述べたとおり、遅くとも平成 4 年 5 月 1 日の時点で、吉田証言及び慰安婦狩りの信憑性には、合理的な疑義が生じた。その頃には、一般に吉田証言は疑わしいとされる状況となっており、被告の社内においても、このことはある程度共有されるに至っていた（甲 2・14 頁）。

イ しかるに、被告は、8 月 5 日記事の掲載に至るまで、記事①から記事⑫までの各記事を朝日新聞に掲載したことにつき、朝日新聞上において、吉田証言及び慰安婦狩りに合理的な疑義が示されていることに全く触れなかった（本件責務 1）。

ウ また、被告は、上記アの合理的な疑義が生じた後においても、そのような疑義が示されていることに何ら触れることなく、記事⑬から記事⑯までを朝日新聞に掲載した（本件責務 2）。

エ 以上、被告は、吉田証言及び慰安婦狩りに関して自ら朝日新聞に掲載した本件記事につき、本件責務を尽くさなかった。

(2) 本件責務が原告らに対する関係で法的な義務であること

ア(ア) 第 1 原告目録記載の原告らは、前記のとおり、被告から有償で朝日新聞を購入していたものであり、これらの原告と被告との間には、新聞購読という無名契約かつ有償契約が成立していた。

(イ) 一般に、新聞を購読する者は、自らの「知る権利」を充足するために新聞を購読するのであるから、第 1 原告目録記載の原告らの関係では、被告が本件措置を講じることは、上記(ア)の契約上

の義務であり、法的な義務であることは明らかであるというべきである。

イ (ア) 第2原告目録記載の原告らは、第1原告目録記載の原告らと異なり、有償で朝日新聞を購入していたものではない。

(イ) しかし、①被告が発行する朝日新聞が日本有数の新聞メディアであり、いわゆる「クオリティー・ペーパー」であること、②したがって、朝日新聞の報道内容・記事内容は、他の媒体等を通じて朝日新聞の購読者以外にも伝わるものであること、③その報道内容・記事内容に触れたものは、その報道・記事内容が真実であると受け止める蓋然性があること、④被告は、上記③の事実を容易に予見することができたこと、⑤被告が本件措置を講じることが、国民の「知る権利」という、民主主義社会において最も重要な権利・人権に関わるものであること、⑥新聞が「社会の木鐸」と呼ばれるように、極めて公共的性格が強い性格を有するものであることからすると、被告が本件措置を講じることは、第2原告目録記載の原告らとの関係においても法的な義務であるというべきである。

(3) 小括

以上、被告は、本件措置を講じなかったことにより、原告らの關係で法的義務に違反したものであり、被告のかかる所為は、民法上の不法行為を構成するものである。

よって、被告は原告らに生じた損害を賠償すべき義務があるというべきである。

9 損害

(1) 「知る権利」の侵害

原告らは、被告が本件措置を講じなかった不法行為により、それ

それが有する「知る権利」を侵害された。

(2) 上記「知る権利」の侵害によって原告らが蒙った損害（民法710条）は、原告らそれぞれにつき、1万円を下らない。

10 まとめ

よって、原告らは、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償として、それぞれ1万円及びこれに対する不法行為の日以降の日である本訴状送達の日の翌日から支払済みまで民法所定の年5%の割合による遅延損害金の支払いを求める。

証 拠 方 法

添付「証拠説明書（甲1～甲24）」のとおり。

付 属 書 類

1 訴状副本	1 通
2 甲号証（写）	各 2 通
3 資格証明書	1 通
4 証拠説明書（甲1～甲24）	1 通
5 訴訟委任状	4 8 2 通

以 上